

■「薬局等における感染拡大防止支援事業」について（追加の情報提供）

薬局における感染拡大防止対策事業等の申請は令和2年12月25日（金）までとなっていることについては、先日の保険調剤ニュース等でお知らせしているところですが、日本医師会が公表した資料（下記）の内容が、薬局においても対象となり得るとのことですので、情報提供いたします。

なお、既に申請済みで補助上限額に達していない場合、経費を追加する場合は、変更承認申請が可能とのことですので、長野県慰労金・支援金（医療・福祉）運営センターへ直接お問い合わせ下さいませよう、お願いいたします。

「医療機関・薬局における感染拡大防止等支援事業」では、薬局の感染対策やいわゆる0410事務連絡への対応等の費用が上限70万円まで支援されます。

新型コロナウイルス感染症の第三波や季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される中、積極的に本事業を活用し、薬局における感染拡大防止対策を講じていただきたく、よろしくお願いたします。

<令和2年（2020年）11月25日 公益社団法人 日本医師会 定例記者会見>  
 日本医師会公表資料 <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/009700.html>

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）</li> <li>・日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）                      ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li> <li>・換気のための軽微な改修（修繕費）</li> <li>・水道光熱費、燃料費</li> </ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話料、インターネット接続等の通信費</li> <li>・医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料</li> <li>・休業補償保険の保険料</li> <li>・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の診療スペースに係る家賃</li> <li>・既存の医療機器・事務機器のリース料</li> </ul>

- 問い合わせ先（コールセンター）  
 長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター  
 （医療分） **電話：026-217-0806** ファクシミリ：026-217-0862  
 Eメールアドレス：nagano\_shien@bsec.jp